

第 11 期

青森市分別収集計画

(R8 年度 — R12 年度)

令和 7 年 6 月

青 森 市

目次

1	計画策定の意義	- - - - - 1
2	基本的方向	- - - - - 2
3	計画期間	- - - - - 2
4	対象品目	- - - - - 3
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチック の排出量の見込み	- - - - - 3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に 関する事項	- - - - - 4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	- - - - - 10
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基 準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み	- - - - - 11
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基 準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み算定方法	- - - - - 12
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	- - - - - 13
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	- - - - - 14
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要 な事項	- - - - - 15

青森市分別収集計画

1 計画策定の意義

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、生活が物質的に豊かになる一方で、排出される廃棄物の多種多様化と増加に伴い、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大など、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されており、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の従来の社会のあり方や一人ひとりのライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することが必要不可欠となっている。

このことから、本市では、これまで、ごみの減量化・資源化施策として、「資源ごみの分別収集」、「資源物集団回収実施団体への支援」、「事業系ごみの有料化」、「粗大ごみの有料化」、「可燃ごみを対象とした指定ごみ袋制度の全市実施」、「青森市清掃工場におけるリサイクルできる古紙の搬入制限」などを行うとともに、併せて「出前講座・環境パネル展」、「清掃ごよみ・啓発用パンフレットの作成・配布」、「広報あおもりやホームページによる啓発」、「その他のプラスチック分別収集の全市実施」や、「使用済小型家電・衣類リサイクルの拠点回収」などを実施してきた。

その結果、本市の令和5年度のごみ排出量は96,710tとなり、分別収集を始める前の平成12年度の192,031tと比較して約95,300t（約50%）減少している。

しかしながら、本市の令和5年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は985gとなり、令和5年度の全国平均851gと比較して134g（約16%）多く、依然として高い水準にある。

また、令和5年度のごみ排出量に占める資源化量の割合、いわゆるリサイクル率も13.7%で、令和5年度の全国平均19.5%と比較していまだ低い水準になっている。

本計画は、このような状況の中、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の資源化促進のため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づき、本市の具体的な推進方策を示したものであり、本計画の円滑な実施により、容器包装廃棄物の減量化を促進することで、本市の将来都市像及び循環型社会の実現を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっては、廃棄物の排出抑制・再使用・資源化を基本とし、市・事業者・市民が一体となった協力体制の下に、循環型社会の構築を目指すこととします。

廃棄物の排出から資源化されるまでの各段階において、市・事業者・市民が実施すべき基本的方向は、以下に示すとおりとします。

① 排出

- ・市は、排出抑制策を強化し、また、自らも実施する。
- ・事業者及び市民は、廃棄物として排出しない方策を実施する。

② 収集・運搬

- ・市は、資源化を念頭においた収集・運搬方法を検討・実施する。
- ・事業者は、市が指導する方法にしたがって、市の指定する施設に搬入する。
- ・市民は、市が行う収集方法に協力する。

③ 中間処理

- ・市は、再使用・資源化を念頭においた中間処理方法を検討・実施する。

④ 再使用・資源化

- ・市は、再使用・資源化を図るための方策を検討・実施する。
- ・市・事業者・市民は、再使用品及びリサイクル品を優先的に利用する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、段ボール製の容器包装、紙製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物排出見込量	21,776	21,582	21,256	20,993	20,737
製品プラスチック排出見込量	1,958	1,940	1,911	1,887	1,864

容器包装廃棄物の種類	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
無色のガラス製容器	1,617	1,602	1,578	1,558	1,539
茶色のガラス製容器	1,276	1,265	1,246	1,230	1,215
その他のガラス製容器	417	413	407	402	397
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	2,127	2,108	2,076	2,051	2,026
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	7,830	7,760	7,643	7,548	7,456
主として紙製の容器包装（飲料を充てんするためのものを除く。）	2,638	2,614	2,575	2,543	2,512
主としてスチール製の容器	595	590	581	574	567
主としてアルミ製の容器	1,191	1,181	1,163	1,149	1,135
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	511	506	498	492	486
主として段ボール製の容器	3,574	3,543	3,489	3,446	3,404

○容器包装廃棄物排出見込量*

＝令和6年度実績における容器包装廃棄物の1人1日あたりの排出量×種類ごとの比率*×日数×人口

○製品プラスチック排出見込量*

＝”主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの“の“の排出量÷80/100（その他のプラスチックの比率）×20/100（製品プラスチックの比率）

*「市町村分別収集計画策定の手引き（十一訂版）」より

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

(1) 排出抑制・資源化のための方策

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。実施に当たっては、市・事業者・市民の3者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

各区分における排出抑制・資源化のための方策の概要は、下表のとおりとする。

排出抑制・資源化のための方策の概要

区分	排出抑制・資源化のための方策の概要
市の取組	1 体制の確立・整備 2 環境活動への協力 3 広報、啓発活動の推進 4 排出事業者への支援及び指導
事業者の取組	1 環境活動への積極的な参加・協力 2 エコオフィス化の推進 3 拡大生産者責任に基づく事業活動 4 環境意識の向上
市民の取組	1 環境活動への積極的な参加・協力 2 大量消費型ライフスタイルの見直し 3 環境意識の向上

(2) 市・事業者・市民の役割

1) 市の役割

市は、事業者、市民のごみ減量化・資源化への取り組みを促進するための施策を実施するものとする。そのため、地球環境保全、資源の有効利用等の観点を含めた、日常生活の中でのごみのあり方に対する意識の高揚を目指して、普及・啓発活動を強化するとともに、地域での資源物集団回収活動の促進等を図る。

1 体制の確立、整備

① 分別収集品目の拡充

分別収集品目の拡充を図る。

② 市の施設等での拠点回収の実施

衣類、使用済み割り箸、使用済みインクカートリッジ、使用済み小型家電を市の施設等で回収する。

2 環境活動への協力

① 集団回収への支援・促進

町会や子供会などが実施する資源物集団回収への支援・促進に努める。

② 生ごみリサイクルへの支援・促進

堆肥化などによる生ごみ減量やリサイクルへの支援・促進に努める。

3 広報、啓発活動の推進

① 各種啓発活動の充実

市民・事業者のごみの減量化・資源化に対する意識を高めるために、広報はじめ、各種啓発活動をより一層強化する。

② 環境教育・環境学習の推進

学校教育や生涯学習における、ごみの減量化・資源化に関する意識の向上に取り組む。また、町会や子供会などが行う環境学習、活動を支援する。

③ 買い物袋（マイバッグ）持参運動・簡易包装実施への呼びかけ

買い物袋持参運動の実施を呼びかける。また、過剰包装は行わず簡易包装に努めるよう呼びかける。

④ 市・公的機関自らの再使用・資源化の促進

市自らが率先して再使用品及びリサイクル品の使用を実践するとともに、国・県などの公的機関にも働きかける。

⑤ 3 R 啓発活動の推進

3 R 推進月間に合わせて啓発イベントを実施するなど、3 R 推進に向けた広報活動を実施する。

⑥ 行政回収以外の資源回収の推進

スーパーマーケット等が店頭等で実施している資源物の回収などの、行政回収以外の資源回収について周知を図り、その利用促進に努める。

4 排出事業者への支援及び指導

- ① 多量の一般廃棄物を排出する事業者に対する支援
多量の一般廃棄物を排出する事業者が、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組めるよう、減量化等計画書を提出してもらう等の適切な支援に努め、その喚起を図る。
- ② 一般廃棄物許可業者への指導
民間再生事業者への搬入を積極的に進めるよう指導する。
- ③ 排出事業者による古紙の資源化への支援
青森市清掃工場におけるリサイクルできる古紙の搬入制限に合わせて、古紙回収業者を紹介するなどし、排出事業者が古紙を資源ごみとして排出することを支援する。
- ④ 排出事業者への訪問指導
事業者へ直接訪問し、分別等に関する指導を実施する。
- ⑤ ガイドブックの整備及び周知
事業者が分別等を適正に実施するためのガイドブックを整備し、常に更新を図るとともに、その効果的な周知をすることで、排出事業者が資源を適正に分別することを支援する。

2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動により生産した製品・商品等が、地域環境の保全やごみの増加に大きな影響を与えないよう努めなければならない。

その方策としては、まず、事業活動に伴って生じるごみを自らの責任において適正に処理する、使い捨て商品・容器の製造、販売の自粛や包装の適正化等の徹底を進める、さらに資源化可能な製品の開発、再生品の原材料としての利用を促進し、かつ回収体制を整備するなど、資源化への取り組みに努めなければならない。

1 環境活動への積極的な参加・協力

① 分別排出の徹底

事業者自らもごみの排出者であることを認識し、資源物や有用物については、分別排出を徹底する。多量のごみを排出する事業者は、ごみの減量化・資源化を積極的に進める。

② 店頭回収の実施

食品トレイ、牛乳パック、空き缶、ペットボトル等、資源化可能な包装材、容器等の店頭回収を実施する。

③ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施及び簡易包装の実施

レジ袋使用抑制のため、買い物袋（マイバッグ）持参運動を積極的に実施する。また、過剰包装を行わず、簡易包装に努める。

④ 使い捨ての商品の購入、使用、提供の抑制

事業者自らも使い捨て商品の安易な購入、使用、提供を抑制する。
また、詰め替え可能な製品を利用する。

2 エコオフィスの推進

① 環境にやさしい商品の購入

事業者自らも商品等の購入時は、再生利用しやすい製品及び再生品など環境にやさしい商品を選択、使用する。

3 拡大生産者責任^{*1}に基づく事業活動

① ごみになりにくい・再生利用可能な製品の製造・販売

製品が使用後に再生資源として利用できるよう、製品の設計段階から材料や構造に工夫し、ごみになりにくい製品を製造・販売する。また、故障等の際の修理体制を充実する。

② 再使用・再利用・再生利用できる製品の積極的なPR

消費者等に再使用、再利用、再生利用できる製品を積極的にPRし、販売を促進する。

*1 「拡大生産者責任」

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方

4 環境意識の向上

① 従業員に対する環境教育の実施

従業員に対して、ごみ減量化・資源化に関する環境教育を実施し、従業員 1 人ひとりの環境意識の向上に努める。

② ISO等の認証・取得

品質管理、環境マネジメントを実践していくため、「ISO14001」*² や「エコアクション21」*³等の認証・取得に努める。

③ 環境活動への参加及び環境情報の提供

環境活動へ積極的に参加するとともに、消費者に対して環境情報の提供に努める。

*2 「ISO14001」

1996年に国際標準化機構（ISO）が制定した「環境マネジメントシステム」の国際規格。

*3 「エコアクション21」

中小企業等を対象に「ISO14001」をベースとし、環境省が策定した「環境マネジメントシステム」の認証登録制度。

3) 市民の役割

市民は、大量消費や大量廃棄型の生活様式を見直し、環境にやさしい商品の選択や過剰包装商品購入の自粛により、できる限りごみを発生させない生活様式に改善していくことが必要である

1 環境活動への積極的な参加・協力

- ① 分別排出の徹底
分別排出に努める。
- ② 集団回収への参加、協力
地域における資源物集団回収に積極的に参加、協力する。
- ③ 堆肥化などによる生ごみ減量化の促進
できる限り堆肥化するなど自家処理で減量し、生ごみの排出抑制につなげる。
- ④ 市の拠点回収への協力
衣類、使用済み割り箸、使用済みインクカートリッジ、使用済み小型家電等は、市の施設等での拠点回収へ協力する。
- ⑤ 店頭回収への協力
食品トレイ、牛乳パック、空き缶、ペットボトル等、資源化が可能な包装材、容器等の店頭回収に協力する。

2 大量消費型ライフスタイルの見直し

- ① 使い捨ての商品の購入、使用の抑制
使い捨て商品を購入、使用しないように努める。また、できるだけ詰め替え製品を利用する。
- ② 環境にやさしい商品の購入
商品購入の際は、「買うときからごみを減らす」という意識を強く持ち、再生利用しやすい製品及び再生品など、環境にやさしい商品を選択する。
- ③ 買い物袋（マイバッグ）の持参及び簡易包装の選択
買い物時には、マイバッグを持参し、レジ袋の使用抑制に努める。また、包装の簡素な製品を選び、過剰包装は断るよう努める。

3 環境意識の向上

- ① 環境活動への参加及び環境情報の収集
環境活動へ積極的に参加するとともに、広報紙やホームページ等で環境に関する情報を収集し、環境意識の向上に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

これまでのごみの分別排出の状況や事業者・市民の負担などを考え、排出段階で資源ごみの細分化をせず、大まかな分別で収集を行い、リサイクル施設において細分別を行うこととする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラスびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	紙箱等

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
分別収集計画量		4,991		4,934		4,873		4,812		4,752	
容器包装廃棄物の種類		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
分別基準適合物	無色のガラス製容器	(合計) 595		(合計) 588		(合計) 581		(合計) 573		(合計) 566	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		595	0	588	0	581	0	573	0	566	0
	茶色のガラス製容器	(合計) 544		(合計) 537		(合計) 531		(合計) 524		(合計) 518	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		544	0	537	0	531	0	524	0	518	0
	その他のガラス製容器	(合計) 403		(合計) 398		(合計) 393		(合計) 388		(合計) 384	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		403	0	398	0	393	0	388	0	384	0
	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 629		(合計) 622		(合計) 614		(合計) 607		(合計) 599	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		629	0	622	0	614	0	607	0	599	0
	主としてプラスチック製の容器であって、上記以外のもの	(合計) 1,377		(合計) 1,361		(合計) 1,344		(合計) 1,327		(合計) 1,311	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		1,377	0	1,361	0	1,344	0	1,327	0	1,311	0
	主として紙製の容器包装(飲料を充てんするためのものを除く。)	(合計) 237		(合計) 235		(合計) 232		(合計) 229		(合計) 226	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0	237	0	235	0	232	0	229	0	226
法第2条第6項指定物	主としてスチール製の容器	165		163		161		159		157	
	主としてアルミ製の容器	291		288		284		281		277	
	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	16		16		16		16		15	
	主として段ボール製の容器	734		726		717		708		699	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み＝

直近年度（令和6年度）の容器包装廃棄物の資源化量×人口変動率

また、人口変動率は、青森市総合戦略 2024-2028（令和6年10月策定）における人口推計の傾向を基に、次のとおり設定した。

令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
265,073人 (R6年度比) 100%	254,821人 (R6年度比) 96.1%	251,862人 (R6年度比) 95.0%	248,738人 (R6年度比) 93.8%	245,670人 (R6年度比) 92.7%	242,658人 (R6年度比) 91.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の対象は、以下に掲げる 10 種の容器包装廃棄物とするほか、生きびん（ビールびん・一升びん）、古紙類（新聞・広告・雑誌）も資源ごみとして分別収集することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物等の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	処理・選別・保管等段階
金属	①主としてスチール製の容器	空き缶	市による定期収集（委託） 及び 集団回収 並びに 店頭回収	市（委託） 及び 民間業者
	②主としてアルミ製の容器			
ガラス	③無色のガラス製容器	ガラスびん		
	④茶色のガラス製容器			
	⑤その他のガラス製容器			
プラスチック	⑥主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		
	⑦主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック		
紙類	⑧主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック		
	⑨主として段ボール製の容器	段ボール		
	⑩主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱等		
その他	ビールびん・一升びん	ビールびん・一升びん		
	新聞・広告	新聞・広告		
	雑誌	雑誌		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 6 号)

容器包装廃棄物のうち、空き缶・ガラスびん・ペットボトル・その他のプラスチックの選別・圧縮・梱包・保管については、民間業者のリサイクル施設において行うこととする。

また、紙類については、民間業者の保管施設を活用し、選別・圧縮等を実施する。

分別収集の用に供する施設計画

	分別収集する容器包装 廃棄物等の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
容 器 包 装 廃 棄 物	主としてスチール製の容器	空き缶	専用回収容器	トラック 又は パッカー車	民間業者の リサイクル 施設 (選別・圧縮・ 梱包・保管)	
	主としてアルミ製の容器					
	無色のガラス製容器	ガラスびん	プラスチック コンテナ	トラック		
	茶色のガラス製容器					
	その他のガラス製容器					
	主としてポリエチレンテレフ タレート（PET）製の容器であ って飲料又はしょうゆ等を充 てんするためのもの	ペット ボトル	専用回収容器 又は ネット袋	トラック 又は パッカー車		
	主としてプラスチック製容器 包装であって上記以外のもの	その他のプラ スチック	ネット袋			
	主として紙製の容器包装であ って飲料を充てんするための もの（原材料としてアルミニ ウムが利用されているものを 除く。）	紙パック	紙ひもで縛る	トラック	民間業者の 保管施設 (選別・圧縮・ 梱包・保管)	
	主として段ボール製の容器	段ボール				
	主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	紙箱等				
そ の 他	新聞・広告	新聞・広告	紙ひもで縛る			
	雑 誌	雑誌				
	ビールびん・一升びん	ビールびん・ 一升びん	専用回収容器		(保管)	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

ごみの分別排出、特に資源ごみの分別排出の重要性を事業者・市民に周知し、分別収集計画を効果あるものにするため、本市は以下の方策を推進する。

- ① 分別排出方法について、事業者・市民が分かりやすい啓発活動を行い、容器包装廃棄物の回収率の向上を図る。
- ② ごみの減量化・資源化に関する各種情報の提供、広報活動の機会、場所、媒体の多様化、環境教育の推進など、広報・啓発活動の一層の充実を図る。
- ③ 分別排出の徹底を図るため、各町（内）会等と協働しながら、資源ごみの適正排出について市民への協力を求める。
- ④ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時に反映させる。